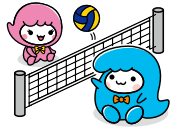


# 荒川区 パラスポーツフェスティバル

パラスポーツは、障がいの有無や年齢を問わず、誰もが楽しめるスポーツです。皆さんも、パラスポーツを体験してみませんか。



**期 日** 2月19日(日) **時 間** 午前10時～午後3時

**内 容** ボッチャ・シッティングバレーボール・ブラインドフットボール・車いすスポーツの体験

**持ち物** 室内用運動靴 ※運動ができる服装で



## スタンプラリー

各競技の体験や展示の見学で、スタンプを3つ以上集めた方に、オリジナル巾着袋を差し上げます。

※なくなりしだい終了

**期 日**  
2月19日(日)



## 展示

各競技の紹介や、障がいのある方の作品を展示します。

### 期 間

2月19日(日)～28日(火)



**会 場** 荒川総合スポーツセンター **問合せ** スポーツ振興課スポーツ事業係 ☎内線3374

# ゆいの森ワークショップ

カフェでの職場体験等

参加無料

## ラテアート体験アンドとコーヒーを学ぼう

**期 日** 2月19日・26日(日)

**時間** 午後1時～2時30分

**会場** ゆいの森あらかわ2階会議室

**対象** 5歳～小学生と保護者

**定員** 各5組(1組2人)

**内容** ラテアート体験、子ども向けコーヒー講座等

## カフェ店員ってどんなお仕事

**期 日** 2月19日(日)

**時間** 午前9時30分～正午

**会場** ゆいの森あらかわ1階カフェ・ド・クリエゆいの森あらかわ店・2階会議室

**対象** 小学4年生～中学生  
※保護者の参加も可

**定員** 5組(1組2人まで)

**内容** ブラックボードへのお絵描き教室、商品作成、接客、試食品の配布等

## カフェ店員になってみよう

**期 日** 2月26日(日)

**時間** 午前9時30分～11時

**会場** ゆいの森あらかわ1階カフェ・ド・クリエゆいの森あらかわ店・2階会議室

**対象** 5歳～小学生と保護者

**定員** 5組(1組2人)

**内容** 商品作成、接客、試食品の配布等

※申込順

**申込み・問合せ** 2月1日(水)から来館・電話・ゆいの森あらかわホームページで、ゆいの森あらかわ1階総合カウンター☎(3891)4349

# 医療費等が高額の方は申請を 高額医療・高額介護合算療養費

令和3年8月1日～4年7月31日(合算期間)の1年間で、医療保険と介護保険の自己負担額が高額になる場合に、限度額(右表)を超えた額を支給します。

※合算対象の医療費は、保険対象外の治療、サービスを除きます

※70歳未満の方は、1つの医療機関で同月内に2万1000円以上の負担額を支払った場合、合算の対象になります

**申請開始時期** 2月下旬 ※後期高齢者医療制度に加入の方は、3月中旬

**申請書の送付** 令和4年7月31日現在、荒川区の医療保険(国民健康保険または後期高齢者医療制度)の資格がある方には、申請書を2月下旬(後期高齢者医療制度に加入の方は、3月中旬)に送付します ※国民健康保険の資格がある方は、世帯主に申請書を送付します

合算期間内に医療保険の資格に変更があった方等には、申請書を送付できません。下記の方法で申請してください。

### 申請書を送付できない方

◆荒川区の医療保険の資格を取得した方  
…国保年金課で申請してください

◆荒川区の医療保険の資格を喪失した方  
…令和4年7月31日現在加入しているほかの医療保険者に申請してください

◆荒川区の医療保険以外の方…令和4年7月31日現在加入している医療保険者に申請してください

◆荒川区に転入(後期高齢者医療制度の方は都外から)した方…国保年金課で申請してください

◆荒川区から転出(後期高齢者医療制度の方は都外へ)した方…転入先の自治体で申請してください

**申請問合せ**  
▶国民健康保険……………国保年金課保険給付係(区役所1階) ☎内線2383  
▶後期高齢者医療制度…国保年金課後期高齢者医療係(区役所1階) ☎内線2391  
▶介護保険……………介護保険課介護給付係(区役所2階) ☎内線2432

## 高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額表

### ▶70歳未満の方

適用区分(世帯単位)	自己負担限度額
旧ただし書き所得901万円超	212万円
旧ただし書き所得600万円超901万円以下	141万円
旧ただし書き所得210万円超600万円以下	67万円
旧ただし書き所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

### ▶70歳以上の方

適用区分(世帯単位)	自己負担限度額	
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円
一般(現役並み所得者・住民税非課税世帯を除く)	56万円	
住民税非課税世帯	Ⅱ(世帯全員が区民税非課税で、区分Ⅰに該当しない)	31万円
	Ⅰ(世帯全員が区民税非課税かつ年金収入80万円以下で、その他の所得がない)	19万円

※同じ世帯に70歳未満の方と70歳～74歳の方がいる場合は、70歳～74歳の方を計算し、残る負担額を70歳未満の方の自己負担額と合算します